

DNA型鑑定ではっきりした袴田さんの無実!

今すぐ再審開始を! 6・30 清水集会へ

日時: **6月30日** (土) 午後**1時20分**~4時

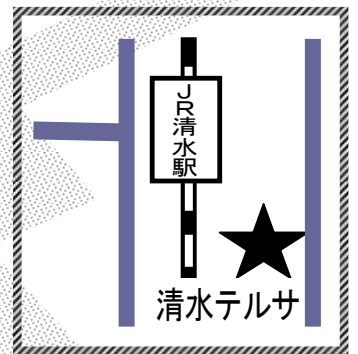
場所: **清水テルサ 7F 会議室(B・C)**

(JR清水駅東口 徒歩5分、公共交通機関を利用して下さい。有料駐車場あり)

ゲスト: 名張毒ぶどう酒事件 **野嶋 真人 弁護士**
再審開始の行方(仮題)

報告: 袴田事件弁護団 **伊藤 修一 弁護士**
DNA 鑑定で明らかになった **ねつ造証拠(仮題)**

参加費: **500円** 予約は不要です どなたでも参加できます



無実を示す DNA 鑑定

私たちは“5点の衣類は捜査関係者によるねつ造証拠だ”と主張してきました。

袴田さんは事件発生時、右肩に怪我をしていました。それは消火を手伝っている際にトタン板で切った怪我でした。事実、その時に着ていたパジャマの右肩にはカギ裂きがあります。

しかし裁判所は、袴田さんが犯行の際に負った傷だ。だから、「犯行着衣の半袖シャツ右肩の部分のB型の血液は袴田さんの血液」だとして、袴田さんに死刑判決を下したのです。

今回、二人の専門家によるDNA鑑定の結果、

- ① 半袖シャツの右肩部分の血液は被害者の血液ではないことが明らかになった。
- ② 袴田さんのDNA型とも一致しないことが明らかになった。

このことによって、5点の衣類は犯行着衣でもなし、袴田さんのものでもないことが明らかになったのです。

袴田巖さんを救援する 清水・静岡市民の会

424-0006 静岡市清水区石川本町16-18 TEL054(366)2468

平成24年(2012年)4月16日(月曜日)
責任 戸部 飛行 岸原 (夕刊)

検察側も「DNA不一致」

袴田事件 再審請求 死刑囚血液鑑定で

旧清水市(静岡市)の右肩部分に付着した血液のDNA型と、袴田死刑囚のDNA型は一致しなかったことが16日、分かった。弁護団が明らかにした。

「(血痕は)袴田死刑囚に由来しない」との結論が出された。静岡地裁は今後、2人の鑑定人の鑑定結果の信憑性について、鑑定人尋問などを通じて、慎重に分析を行うとみられる。

検察側鑑定人は鑑定書で、3月に袴田死刑囚から採取した血液のDNA型と、白色半袖シャツから検出したDNA型が不一致だった

ことから、「袴田死刑囚と完全に一致するDNAは認められなかった」と説明した。地検は今年2月、職権で検察側推薦の鑑定人と弁護団が推薦した鑑定人に鑑定手法など

を説明
める「
を地裁
検幹部
信用性
と訴え
確定
980

検察官は隠し持つ全証拠を出せ！

5点の衣類は警察のねつ造、検察官はそれを隠していた！



左の写真を見て下さい

この写真は、袴田さんが裁判官の前でズボンをはこうとしています。でも、はけませんでした。太ももでつかえお尻をくぐらせることができなかつたのです。

このズボンは、事件発生後1年2ヶ月後、事件現場近くの味噌工場の味噌製造タンクからパンツやステテコなどと共に発見されたものです。

しかし、裁判所はこのズボンは袴田さんのものだ、味噌に長期間漬かっていたため縮んだのだ。だから、袴田さんが犯人だと、死刑判決を下したのです。

ところが、証拠開示の求めに応じ、検察官が開示した証拠で、
① はけないズボンのサイズとされてきた「B」という記号が、サイズを表す記号ではなく、色を表す記号だと言うことが明らかになった。

② 検察官は「B」は色を表す記号であることを製造元から聴取し記録を取っていたにもかかわらず、そのことを隠し、当時の裁判では「サイズを表す記号だ」とウソをついていた。

検察官は殺人未遂犯

検察官は、ズボンが元々小さかったこと。「B」が色を表す記号だということをしてしていた。にもかかわらず、袴田さんに死刑を求めています。

ウソの証拠で袴田さんを殺そうとした検察官は殺人未遂犯なのです。

DNA鑑定でも袴田さんの無実が証明されました

今すぐ再審開始を！ 6・30 清水集会へ！

日時：**6月30日(土)午後1時20分~4時**

場所：**清水テルサ7階 会議室(B・C)**

(JR清水駅東口 徒歩5分 参加費:500円 予約不要)

ゲスト：**名張毒ぶどう酒事件 野嶋 真人 弁護士**

報告：**袴田事件弁護団 伊藤 修一 弁護士**

主催：**袴田巖さんを救援する 清水・静岡市民の会**

静岡市清水区石川本町16-18 TEL ; 054(366)2468

事件は、1966年6月30日に発生しました

事件から46年を経過します。証拠開示とDNA型鑑定結果によって、死刑判決の決め手となったみぞ漬け衣類のねつ造がますますはっきりしました。

裁判所は直ちに再審を開始し、無罪判決を下すべきなのです。

私たちは5月25日名古屋高裁が、名張毒ぶどう酒事件の再審を認めなかったことに強く抗議します